

# 差別のない明るい大分市をめざして

差別のない明るい大分市の実現に向けた、本市のさまざまな取り組みを紹介します。



おおいた市人権イメージキャラクター  
キズナーズ

出身地、国籍、性別、体や心の障がい、高齢者や子どもであることなど…本人には責任のないこと、選ぶことができないことを理由に、決めつけた発言をしたり、排除したりするのは、絶対にだめだね。  
インターネット上でも同じ。軽い気持ちで書き込んだり拡散した言葉が、誰かの心に大きな傷を付けてしまうかも。  
差別をなくすためには、一人ひとりが人権意識や知識を身に付けること、そして学び続けることが大切です！

## 人権に関する講演会や啓発展示を行っています



人権相談も  
行っています

詳しくは、市ホームページをご覧ください。各施設へお問い合わせください。

- 旭町文化センター (☎546-2772)
- 人権啓発センター ヒューレおおいた (☎576-7593)  
(J:COM ホルトホール大分1階)
- 各公民館 など



公民館主催

「暮らしの中の  
人権講座」の様子

にしまら よしはる  
講師：西村 慶治さん  
(県人権教育・啓発推進協議会  
人権啓発講師)

色々な人がつながっている社会の中で大切なのが、コミュニケーションをとっていきること。相手に何かを伝えたいと思ったときには、心で思うだけでなく、言葉や動作・表情にすることが大切。

もし価値観が違う相手がいっても、批判するのではなく自分の気持ちや考えを伝え合い、必要なときは助け合う。人と支え合うのが社会なんです。

### 《参加者の感想》

- ・言葉にすることの大切さを改めて感じた。
- ・伝え方を見つめ直したいと思った。



## 登録して安心！人権を大切にす取り組み／「登録型本人通知制度」をご利用ください



市民課  
安南 友里乃 事務員

戸籍や住民票などの証明書は正当な理由があれば、本人以外にも交付することがあります。しかし、身元調査などのために、不正な手段を使って他人の証明書を取得するなどの事態も発生しています。

「登録型本人通知制度」は、戸籍や住民票などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合、「交付しました」というお知らせが本人に届く制度です。

### ポイント

- ・不正請求の早期発見、個人情報の不正利用防止や抑止になる。
- ・制度を利用する人が多いほど、大きな抑止力になり、人権を守ることにつながる。

市民課や各支所などで  
申込みできます。詳しくは▶



マイナンバーカードを使ってオンライン申請もできます

☎ 市民課 ☎537-5615

今回紹介した内容は、昨年12月に放送した市テレビ広報番組「差別のない明るい大分市をめざして -12月4日～10日は人権週間-」のダイジェストです。

番組はこちらからご覧いただけます▶



## 民生委員・児童委員の活動をご存じですか

民生委員・児童委員は、地域を見守り、住民の身近な相談相手として、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。相談の内容に応じて福祉の専門機関を紹介するなど、住民と関係機関との大切なつなぎ役も担っています。



### ▶ どんな活動をしているの？

- 住民の介護・子育て・生活困窮などの相談
- 住民の居場所づくりや仲間づくりへの協力
- 福祉の関係機関との連携

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護にも配慮しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

☎ 福祉保健課 ☎537-5623

## 災害時の避難支援の取り組みを進めています

高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に一人では避難が困難で支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

また、同意を得た人については、災害が起きていない平常時から自治委員や民生委員など（避難支援等関係者）に名簿情報を提供し、実効性のある避難支援につなげていく取り組みを進めています。

### ▶ 同意書の送付

避難に支援が必要と判断される人に、平常時から自身の名簿情報を地域の関係者に提供してよいか確認するために、同意書を送付しています。同意書を受け取ったら、同意「する」「しない」に関わらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。

### ▶ 同意「する」と回答した場合

- 名簿情報が避難支援等関係者に提供され、平常時からの体制づくりなどを通じて避難支援が受けられる可能性が高まります。  
ただし、同意により、災害時の避難支援が保証されるものではありません。
- 個別避難計画の用紙を送付しますので、家族と一緒に可能な範囲で避難計画を作成してください。

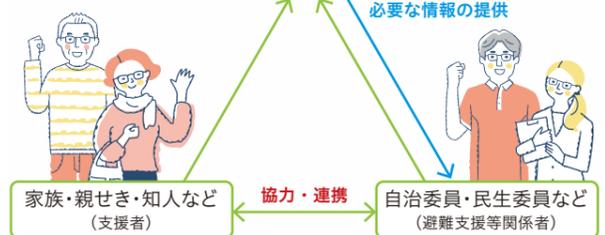
※「同意しない」場合でも、大規模災害発生時には名簿情報を避難所などに提供する場合があります。

☎ 福祉保健課 ☎585-6022



災害時に支援が必要な人  
(避難行動要支援者)

災害時の支援



### ▶ 同意書を送付する人

- 身体障害者手帳第1種、療育手帳A1、A2、または精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定をされた人
- 障害支援区分4～6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定をされた人
- 要介護認定3～5を受けている人
- 「特定医療費（指定難病）受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の人
- 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、重症認定された人